

猪田地区まちづくり計画

猪田地区住民自治協議会

三重県伊賀市猪田1359-3

TEL : 0595-21-3533 FAX : 0595-21-3533

令和4年8月5日改訂

1. はじめに

猪田地区住民自治協議会
会長 森井 寛章

平成17年4月猪田のまちづくりの中心的な組織として猪田地区住民自治協議会が設立されました。

以来、【住んでいて良かった...豊かな猪田づくり】をスローガンとして、伊賀市と締結した「まちづくりに関する基本協定書」に定められた業務を猪田地区住民自治協議会（以下、自治協）が伊賀市と協働で取り組み、さらには地域の福祉・環境・防災等、自治協に与えられた重点課題達成に向け、着実に前へ進めています。個人が自ら実現できることは個人で行い、個人では不可能もしくは非効率なことは家族や自治会、自治協などの地域の小さな単位が、それでも不可能なことは市や県、国などの大きな単位が行うという**補完性の原則**の考え方にに基づきます。

住民の少子高齢化に伴い、独居世帯が年々増え、必然的に空き家対策が地域課題となっています。また、地域人口減少等による農業の担い手不足も切実な課題です。

従来から先人の並々ならぬ努力と地区住民の多大な協力により自治協が運営されてきました。今後とも、猪田の歴史、文化を掘り起こし、猪田の古き良き伝統を引き継ぎつつ、新しい感覚で変化に順応し次世代につなげ、地域ニーズに応じた事業を展開します。

この度、地区住民の課題、施策として「猪田地区まちづくり計画」を策定、各実施期間を短期、中期、長期とし、自治協の取り組みを強化するため、新たに現状に即した指針となります。

2. 猪田地区住民自治協議会の発足

【平成16年】

- 4月28日 上野市自治会連合会理事会において、企画振興部より住民自治協議会の設立にむけての検討依頼を受ける。
- 8月18日 区長会に市長をむかえての地区懇談会にて、新市のまちづくり基本方針、地域自治の方針及び住民自治協議会構想の概要についての説明を受けた。
- 12月5日 区長会において、地区の基本構想、規約・組織図を議題に協議検討した結果、猪田福祉会組織・事業等をベースに住民自治協議会立ち上げを図り次年度区長会に引継ぐ。

【平成17年】

- 2月8日 17年度初区長会において、前会長から前記事項についての説明及び引継ぎを受ける。
- 2月28日 伊賀市市民生活課を訪問し、実務的説明を受け同日、区長会3役で原案作成協議。
- 3月4日 区長会に3役協議原案提示するとともに、内容について審議。
3役協議原案を一部修正し、区長会原案を決定するとともに、猪田福祉会理事会に提案する旨を検討。
- 3月16日 猪田福祉会理事会において、福祉会組織及び事業等を基盤にして住民自治協議会を設立する。ただし、猪田福祉会は当面継続するものとし、事業・予算等については並列運営することに決定。福祉会総会に提案することも決定された。
- 4月1日 区長会で設立総会開催日を協議。4月28日開催案を決定。
- 4月15日 猪田福祉会総会を開催し、前記理事会決定内容を提案・承認を得た。
同日、猪田福祉会臨時理事会を開催、総会議案決定。
- 4月28日 午後8時から総会が開催され、猪田地区住民自治協議会が設立された。

Project 2022

3. 主旨

伊賀市は、平成 16 年 11 月に 6 市町村の合併により誕生し、市民が主役となった自治を実現するため「伊賀市自治基本条例」が平成 16 年 12 月に公布・施行されました。「伊賀市自治基本条例」の第 28 条に「まちづくり計画」が定められており、猪田地区においても「住んでいて良かった！豊かな猪田づくり」を目指して具体的な施策を策定しました。

4. 地区概要



猪田地区は 10 区の集落からなり古い歴史の農村集落と比較的新しく開発された住宅地で構成されている。住民の就業状況は、農村部においては、多くの兼業農家で構成されており、新しく開発された住宅地は、サラリーマン世帯が多数を占めている。国道 368 号と同 422 号が市街地への主要道路として利用されている。交通公共機関へのアクセスは伊賀鉄道の猪田道駅が一番近く路線バスについては、三重交通の諏訪・予野線がある。

世帯数	地区人口	男性	女性	65 歳以上	男性	女性	比率
819	1,743	864	879	745	313	432	42.8%

- 男女比率については、男性（49％）女性（50％）とも比率については、どちらも有意差がない。
- 65 歳以上の割合については、伊賀市の平均 34.8％に対して猪田地区は 42.8％と伊賀市の平均値を上回っており、当地区においても高齢化率が着実に進行している。

5. 課題

「まちづくり計画」見直しに際し必要な事項は、次の 3 点となる

- 7 - 1. 地区の現状を把握する
- 7 - 2. 地区内で改善或いは問題視しなければならない事柄はどのようなものがあるのか適確に把握する
- 7 - 3. 問題解決のアプローチ方法を組織的に考え行動するための計画立案と達成に向けて努力する

6. 具体的な課題・施策

6 - 1. 空き家

(1) 課題

全国の空き家は増加しており、今後も人口・世帯数減少に合せて急速に増加していく事が予想される。当地区においても高齢化が着実に進行しており、空き家の増加に伴い適正に管理されず放置された特定空き家が増え「防犯」「衛生」「景観」等地域住民の生活に深刻な影響を及ぼす事が問題となっている。農業問題と同様、伊賀市においても「伊賀市空き家等対策計画」策定され実施・運営されているが、住民サイドからこの問題を見た場合、多くの問題点が存在する。猪田地区においては猪田地区住民自治協議会が中心となり、伊賀市との連携体制の強化を行う。

(2) 施策：区で解決できない課題を自治協と行政が「補完性の原則」にたち、問題解決を図る。

施策	実施主体			実施期間		
	地域	協働	行政	短期	中期	長期
①伊賀市との連携体制の強化	○	◎	○	●	-	-
②課題解決に向けて「役員会」「諮問委員会」「パブリックコメント」等での協議・審議を行い目標達成に繋げる。	○	◎	○	-	●	●

◎…主体 ○…支援・協力

6-2. 防災・防犯

(1) 課題

伊賀市においては、防災計画の改訂等をその都度行っているが、住民サイドからこの問題を見た場合、多くの問題点が存在する。独居あるいは、老人夫婦のみの世帯が増加し加えて高齢化している地区への防犯対策が急務である。単に「近隣者で助けましょう」では機能しない。

(2) 施策：区で解決できない課題を自治協と行政が「補完性の原則」にたち、問題解決を図る。

施策	実施主体			実施期間		
	地域	協働	行政	短期	中期	長期
①青色防犯パトロール事業（通称、青パト）導入の検討	○	◎	○	●	—	—
②課題解決に向けて「役員会」「諮問委員会」「パブリックコメント」等での協議・審議を行い目標達成に繋げる。	○	◎	○	—	●	●

(3) 施策：地域の福祉・環境・防災等の重点課題を各区と協同で取組む。

施策	実施主体			実施期間		
	地域	協働	行政	短期	中期	長期
①防災訓練（安否伝達確認訓練、他）	◎	○	○	●	—	●

◎…主体 ○…支援・協力

6-3. 区の課題

(1) 課題

伊賀市自治基本条例に基づき伊賀市と猪田地区住民自治協議会が「まちづくりに関する基本協定」を締結するため、伊賀市と協同で取組む必須業務を各区と共に取り組まなければならない。

自治協が各区の生活環境や良好な地域コミュニティを形成するための積極的な支援が必要である。

(2) 施策：まちづくり基本協定書に定められた必須業務の遂行。

施策	実施主体			実施期間		
	地域	協働	行政	短期	中期	長期
①必須業務事業実施費用	◎	○	○	●	—	●
②街路灯新設事業費	◎	○	○	●	—	●
③掲示板新設事業費	◎	○	○	●	—	●

◎…主体 ○…支援・協力

6-4. 農業

(1) 課題

農地を守るための担い手問題等、区が抱える問題点があり、少子高齢化が進む中でこのまま放置すれば地区の農業は衰退の一途をたどるものと思われる。有効な抜本対策（営農との連携含む）が望まれる。

(2) 施策：区で解決できない課題を自治協と行政が「補完性の原則」にたち、問題解決を図る。

施策	実施主体			実施期間		
	地域	協働	行政	短期	中期	長期
①役員会の開催	○	◎	○	—	—	●
②福祉ネットワーク会議の企画、開催	○	◎	○	—	—	●
③課題解決に向けて「役員会」「諮問委員会」「パブリックコメント」等での協議・審議を行い目標達成に繋げる。	○	◎	○	—	●	●

◎…主体 ○…支援・協力

6-5. 少子高齢化

(1) 課題

地区の高齢化が、着実に進行していることから次の事項が問題となる。

- ①犯罪や大規模災害等から高齢者をどう守るのか。
- ②高齢者の生きがいをどうしていくのか。
- ③高齢者の交通手段をどう確保するのか。
- ④高齢者と若い人との関わりは現状でよいのか。
- ⑤体力・気力のある高齢者のマンパワーの活用をどう図るのか。

子どもの声が聞こえない集落は衰退していくと言われるが、当地区においても例外ではない。

少子化を止める方策は、国策を待たざるを得ないが、人口構成に一定の歯止めがかかる様に、家族や地域で話し合い、当地区で出来る方策を実行していくのが望ましいと思われる。

(2) 施策：区で解決できない課題を自治協と行政が「補完性の原則」にたち、問題解決を図る。

施策	実施主体			実施期間		
	地域	協働	行政	短期	中期	長期
①猪田支え合いの会実践活動	○	◎	○	●	-	-
②福祉ネットワーク会議の企画、開催	○	◎	○	●	●	-
③課題解決に向けて「役員会」「諮問委員会」「パブリックコメント」等での協議・審議を行い目標達成に繋げる。	○	◎	○	-	●	●

(3) 施策：地域の福祉・環境・防災等の重点課題を各区と協同で取り組む。

施策	実施主体			実施期間		
	地域	協働	行政	短期	中期	長期
①お買物無料バス運行事業（運営会議の開催）	○	◎	○	●	-	-

◎・・・主体 ○・・・支援・協力

6-6. 不法投棄

(1) 課題

不法投棄は悪質、巧妙化しており人目につきにくい場所や時間帯が狙われている。地区においても山林や道路脇等に捨てる不法投棄が後を絶たない。自治協が不法投棄撲滅活動を実施し低減に対する一定の効果が出ているが、未だ不法投棄が見受けられるため、今後も自治協・地区・行政が協力して不法投棄撲滅を目指す。

(2) 施策：区で解決できない課題を自治協と行政が「補完性の原則」にたち、問題解決を図る。

施策	実施主体			実施期間		
	地域	協働	行政	短期	中期	長期
①青色防犯パトロール事業（通称、青パト）導入の検討	○	◎	○	-	●	-
②課題解決に向けて「役員会」「諮問委員会」「パブリックコメント」等での協議・審議を行い目標達成に繋げる。	○	◎	○	-	●	●

(3) 施策：地域の福祉・環境・防災等の重点課題を各区と協同で取り組む。

施策	実施主体			実施期間		
	地域	協働	行政	短期	中期	長期
①猪田地区の不法投棄撲滅事業	○	◎	○	●	-	-

◎・・・主体 ○・・・支援・協力

6-7. 人権

(1) 課題

全国における差別や侵害については、現象傾向ではあるが、まだまだ成果に繋がっていないと思われる。人権問題を行政に託すのではなく、人権問題を個人の責務としてとらえる事が必要であり、猪田地区においても研修や懇談会を持続的に開催し、人権問題に関する正しい理解と認識を深めることが重要である。

(2) 施策：区で解決できない課題を自治協と行政が「補完性の原則」にたち、問題解決を図る。

施策	実施主体			実施期間		
	地域	協働	行政	短期	中期	長期
①課題解決に向けて「役員会」「諮問委員会」「パブリックコメント」等での協議・審議を行い目標達成に繋げる。	○	◎	○	-	●	●

◎・・・主体 ○・・・支援・協力

6-8. 親睦・連携

(1) 課題

自治協発足、17年を経過後も定番化されたイベント事業を開催しているため、活動は形式なものとなり、住民にとって興味のないものとなる。

(2) 施策：区で解決できない課題を自治協と行政が「補完性の原則」にたち、問題解決を図る。

施策	実施主体			実施期間		
	地域	協働	行政	短期	中期	長期
①課題解決に向けて「役員会」「諮問委員会」「パブリックコメント」等での協議・審議を行い目標達成に繋げる。	○	◎	○	-	●	●

◎・・・主体 ○・・・支援・協力

6-9. 生涯学習事業

(1) 課題

生涯学習はわたしたちが生涯にわたって行う学習活動です。わたしたちは、生まれるとすぐに家庭を中心として学習を始めます。やがて、学校に通い学習を進めると共に地域社会でもいろいろな学習機会に出会い学習する事柄を広げていきます。このように、家庭・学校・職場・地域社会で行われるすべての学習を生涯学習としてとらえることができます。生涯学習を通じて地域の課題や問題を学び地域の将来像を考えるための学習機会を提供しなければならない。

(2) 施策：まちづくり基本協定書に定められた必須業務の遂行。

施策	実施主体			実施期間		
	地域	協働	行政	短期	中期	長期
①住民に向けての生涯学習の周知とその活動をサポートするための「生涯学習通信」の発行		◎		●		
②住民に向けての生涯学習サークルの周知と新規会員獲得のためのサポートを目的とした「サークル紹介」の掲示		◎		●		
③地域のニーズに応じた生涯学習事業を進めるための意識調査と調査結果の事業計画化	○	◎				●

◎・・・主体 ○・・・支援・協力

7. 今後

●重点課題・施策（中長期的）の進め方

空き家	中期	<ul style="list-style-type: none"> 猪田地区が伊賀市の空き家対策のモデル地区に指定された事を受け自治協が中心となり伊賀市との連携体制の強化を行う。
防災・防犯	中期	<ul style="list-style-type: none"> 市長に青色防犯パトロール団体としての委託申請を提出する。 警察本部長から許可証明を受け継続的な防犯パトロールの実施。
	長期	<ul style="list-style-type: none"> 区・組の実情に合せた安否伝達訓練の要項作成を各区で作成。 特に独居あるいは、高齢者夫婦のみの世帯に対するマニュアル作成。
区の課題	長期	<ul style="list-style-type: none"> 自治協が各区の生活環境や良好な地域コミュニティを形成するための積極的な支援（財政支援も含む）を行う。
農業	長期	<ul style="list-style-type: none"> 農業問題を自治協と協働で解決（営農との連携も含めた）を図るため自治協が各区に出向き区3役と意見交換会を行う。
少子高齢化	中期	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に福祉ネットワーク会議から出された答申案に優先順位を付け課題解決に向けて進めて行く。
	長期	<ul style="list-style-type: none"> 区が抱えている少子高齢化問題等を自治協と協働で解決を図るため自治協が各区に出向き区3役と意見交換会を行う。
不法投棄	中期	<ul style="list-style-type: none"> 市長に青色防犯パトロール団体としての委託申請を提出する。 警察本部長から許可証明を受け継続的な防犯パトロールの実施。
共通	中・長期	<ul style="list-style-type: none"> 課題解決に向けて「役員会」「諮問委員会」「パブリックコメント」等での協議・審議を行い目標達成に繋げる。

8. 考察

自治協が発足しイベントに重点を置いた事業を行ってきたため、自治協への期待度は、決して高いとはいえない。令和3年度より定番化された事業から課題解決型の自治協へと変革し令和4年度からは、「空き家」「少子高齢化」「防災・防犯」「区課題」「農業」「不法投棄」を猪田地区の重要課題として絞り込み「まちづくり計画」の最重要点として取り組んで行く。

中期・長期課題は、3～5年という長期間に関わる施策協議・実施計画であり、問題解決に必要な時間の割出しや中・長期の目標達成に向けて制度設計（目的・対象・事業内容・組織・運営方法）の見直しや改善を行い「役員会」「諮問委員会」「パブリックコメント（各区との意見交換会も含む）」等を得てまちづくり計画の目標達成につなげていくことが望まれる。

●関連資料1～3を参照。